確定申告の準備はお早めに

確定申告の相談・受け付け・納税

●所得税・復興特別所得税・贈与税 3月17日まで

●消費税・地方消費税(個人事業者) 3月31日まで

確定申告

申告書作成

スマートフォンで申告(e-Tax)

自宅からのe-Taxを積極的にご利用ください。 ●国税庁HPやスマートフォンで、所得税(土地・

建物・株式譲渡を含む)・消費税・贈与税の申告書、 収支内訳書、青色申告決算書を作成できます

●画面案内に従い金額を入力するだけで上記の申 告書などが作成できます。自動計算のため計算の 誤りがありません





具務線具

申告書作成は

事前準備を行うと、マイナポータル連携で控除証明書などのデータが自動入 力できます

税理士による無料申告相談

▶対象 年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告をする方(土 地・建物・株式などを売却された方、住宅借入金等特別控除を初めて適用する 方を除く)

▶相談時間 午前9時30分~11時30分、午後1時~3時30分

▶必要書類 マイナンバーカード(※)、「利用者証明用電子証明書(数字4桁)」と「署 名用電子証明書 (英数字6文字以上16文字以下)」 のパスワード、スマートフォン・ タブレット、前年の申告書の控えや源泉徴収票などの申告に必要な書類

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、①運転免許証や公的医療保険の 被保険者証などの本人確認書類②通知カードやマイナンバーの記載がある住民 票の写しなどのマイナンバーが分かる書類をお持ちください

▶申込方法 電子申請

※所轄税務署以外の会場では、相談を受けることができませんので申し込みの 際はご注意ください

※各税務署の窓口や電話での受け付けは行っておりませんのでご注意ください

大森税務署	
管内の方	

会場	日程	申し込みサイト
入新井集会室	1月29日%~31日金	
大森東特別出張所	2月4日以・5日別	

雪谷税務署 管内の方

会場	日程	申し込みサイト
嶺町集会室	2月3日/月~6日/村	

蒲田税務署 管内の方

会場	日程	申込方法
消費者生活センター	1月30日休・31日金	当日会場へ
萩中集会所	2月5日冰~7日金	日本場へ

申告書作成会場

令和6年分所得税・復興特別所得税、贈与税、消 費税・地方消費税 (個人事業者) の申告書作成会場を 下表の日程で開設します。会場でも原則としてス マートフォンを使用して申告書などを作成します。

- ●混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」 が必要です
- ●LINEアプリ (国税庁LINE公式アカ ウントを「友だち追加」してください) で日時指定の入場整理券を発行しま す。当日分の入場整理券は会場で配 布しますが、配布終了後は後日の来 場をお願いする場合があります



詳細はコチラ

●確定申告書などを税務署に提出する際は、毎回マイナンバーの記載と、本人 確認書類の提示か写しの添付が必要です

対象	会場	開設期間 (土・日曜、休日を除く)	受付時間 (相談は午前9時15分~午後5時)
大森税務署管内の方	池上会館		午前9時~午後4時
雪谷税務署管内の方	雪谷税務署	2月17日/月~3月17日/月	午前8時30分~午後4時
蒲田税務署管内の方	蒲田税務署		一时0时30万~十夜4时

※3月2日回は、大森・雪谷・蒲田税務署の合同会場として、申告書作成会場を蒲田税務署に 開設します。駐車場は利用できません

確定申告書などに関するお知らせ

確定申告書などを郵送で提出する際は、各税務署 に送付せずに東京国税局業務センター大手町分室 (〒100-8156千代田区大手町1-3-3大手町合 同庁舎3号館) に送付してください。また、送付先 の名称には、管轄する税務署名も記載してください。 令和7年1月から、確定申告書などの控えに収受 日付印の押なつを行いません。書面申告での確定申 告書などを提出する際は、申告書などの正本(提出



▶問合先 ●大森税務署 ☎3755-2111 ●雪谷税務署 ☎3726-4521 ●蒲田税務署 ☎3732-5151

各種控除のご案内

税の申告前に確認しましょう

さまざまな控除があります。申請方法など詳細はお問い合わせい ただくか区HPをご覧ください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・ 介護保険料の社会保険料控除

令和6年中に納めた各保険料額を控除できます。各保険料の年間納付済額は、 1月末ごろにはがきでお知らせします(国民健康保険料は世帯全員分の納付済額 を世帯主に通知)。今回から保険料別に届きます。保険料を特別徴収(年金から 差し引き)で納付している方で還付がない方は、各年金保険者から1月中旬に郵 送される「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」でも確認できます。

※実際に納めた方が控除の対象ですが、特別徴収(年金から差し引き)で納付し た場合は、本人だけが控除の対象です。納付額については電話で回答していま せん

▶問合先 国民健康保険料=国保年金課国保料収納担当

☎5744−1209 **☎**5744−1516

後期高齢者医療保険料=国保年金課後期高齢者医療収納担当

☎5744−1647 **᠓**5744−1677

介護保険料=介護保険課収納担当

☎5744−1492 **₹**5744−1551

おむつ費用の医療費控除

用)のみを提出してください。

常時おむつを必要とする、ねたきりの高齢者のおむつ費用を控除できます。 ▶必要書類【税の申告時】 医師が発行する 「おむつ使用証明書 (税務署所定の様 式)」、おむつの領収書 ※介護保険の要介護認定を申請した方は、「おむつ使用 証明書」の代わりに、問合先で発行する「確認書」で申請できる場合があります

▶問合先 介護保険課認定担当 ☎5744-1478 ☎5744-1551

ねたきり・認知症高齢者の障害者控除

65歳以上で、要介護認定を受けているか、医師意見書で所定の要件を満たす 方は、ねたきりの状況や認知症の程度によって、障害者控除か特別障害者控除 を受けられる場合があります。事前にお問い合わせください。

▶問合先 地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 ☎5764-0658 ☎5764-0659

調布 ☎3726-6031 ☎3726-5070

蒲田 ☎5713-1508 ☎5713-1509

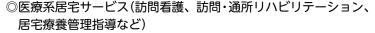
糀谷・羽田 ☎3741-6525 ☎6423-8838



詳細はコチラ

介護保険サービスなどの医療費控除

以下の介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の 自己負担額が対象です。





- ◎医療系サービスと併せてケアプランに基づき利用するサービス (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護など)
- ◎施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院など)
- ▶問合先 介護保険課給付担当 ☎5744-1622 ☎5744-1551